

第4章 文化財の保存活用に関する方針

1 文化財の把握状況

(1) 文化財に関する既往調査

浜松市における文化財調査は、静岡県全域を網羅的に対象としたものほかに、合併以前の行政区に特化したものや、個別の文化財に焦点を当てたものがあり、中には報告書が刊行されているものがある。その代表的なものを下表に示す。既存の文化財調査は、時代の推移とともに再評価が必要になる場合がある。今までに実施されてきた文化財調査は、市内すべての地域や分野を網羅したものとはいえない。今後、新たな文化財調査を計画的に実施し、最新の学術的評価を加えたうえで、新規の文化財指定等に反映させるなど、適切な保存活用につなげていく必要がある。

表4-1 既存の文化財調査報告（悉皆的調査、国・県指定物件関係調査報告等）（1）

| 書名 | 発行機関 | 発行年 |
|---|--------------------------|------|
| 建造物 | | |
| 静岡県の民家 | 静岡県教育委員会 | 1973 |
| 静岡県の近世社寺建築 | 静岡県教育委員会 | 1979 |
| 天竜市の建築 | 天竜市教育委員会 | 1984 |
| 静岡県指定文化財 浜名惣社神明宮本殿及び摂社天羽槌雄神社保存修理工事報告書 | 三ヶ日町教育委員会 | 1990 |
| 重要文化財 寶林寺仏殿・方丈修理工事報告書 | 寶林寺仏殿・方丈修理委員会 | 1990 |
| 五社神社・諏訪神社社殿等修理関係資料 | 東京国立博物館 | 1996 |
| 静岡県の近代化遺産 | 静岡県教育委員会 | 2000 |
| 静岡県指定有形文化財 鈴木家住宅修理工事報告書 | 鈴木廣利 | 2001 |
| 静岡県の近代和風建築 | 静岡県教育委員会 | 2002 |
| 重要文化財 中村家住宅保存修理工事報告書 | 雄踏町 | 2003 |
| 静岡県指定有形文化財 「旧王子製紙製品倉庫」保存修理（窓枠修繕）工事報告書 | 静岡県伝統建築技術協会 | 2012 |
| 静岡県指定有形文化財 龍潭寺井伊家盡屋保存修理工事報告書 | 龍潭寺 | 2020 |
| 美術工芸品等 | | |
| 引佐郡細江町中川地区銅鐸分布調査報告 | 静岡県教育委員会 | 1969 |
| 春野町の寺社棟札等調査報告 | 春野町史編さん委員会 | 1993 |
| 秋葉山本宮秋葉神社の刀剣 | 秋葉山本宮秋葉神社 | 1999 |
| 浜松市の石造文化財 | 浜松市教育委員会 | 2001 |
| 浜松市石造文化財所在目録 | 浜松市教育委員会 | 2001 |
| 伊場遺跡総括編 (考古資料) | 浜松市教育委員会 | 2008 |
| 鳥居松遺跡5次 (考古資料) | 浜松市教育委員会 | 2010 |
| 日本における木の造形的表現とその文化的背景に関する総合的考察（考察編） | 京都国立博物館 | 2011 |
| 「戦国時代の浜松市内の山城ならびに家康ゆきに関する古文書についての研究」調査報告書 | 浜松市／一橋大学大学院社会学研究科渡辺尚志研究室 | 2014 |
| 有形民俗文化財、民俗誌等 | | |
| 民俗文化財分布調査報告書 | 静岡県教育委員会 | 1977 |
| 浜名湖における漁撈習俗 I・II | 静岡県教育委員会 | 1984 |
| 静岡県の民謡 | 静岡県教育委員会 | 1986 |
| 静岡県の諸職 | 静岡県教育委員会 | 1989 |
| 杉の民俗 周智郡春野町 | 静岡県教育委員会 | 1989 |
| 草木の民俗 磐田郡水窪町 | 静岡県教育委員会 | 1989 |

表4-2 既存の文化財調査報告（悉皆的調査、国・県指定物件関係調査報告等）（2）

有形民俗文化財、民俗誌等

| | | |
|-------------------------|---------------------|------|
| 気賀の民俗 引佐郡細江町 | 静岡県教育委員会 | 1989 |
| 龍籠 秋葉山常夜灯 | 浜北市教育委員会 | 1996 |
| 佐久間町の「山・川に生きる諸用具」等保存活用 | 佐久間町教育委員会 | 2001 |
| 春愁山周辺の民俗 | 近畿大学芸術学部 | 2004 |
| 川名ひよんどり八日堂保存修理報告書 | 川名ひよんどり保存会 | 2010 |
| 水窪の民俗 | 遠州常民文化談話会 | 2012 |
| 奥浜名湖の農村舞台調査報告書 | 浜松市農村歌舞伎活性化プラン実行委員会 | 2012 |
| 奥浜名湖の農村舞台調査報告書「仮宿の農村舞台」 | 浜松市農村歌舞伎活性化プラン実行委員会 | 2013 |
| 佐久間の民俗 | 遠州常民文化談話会 | 2018 |

無形民俗文化財

| | | |
|-----------|----------|------|
| 懐山のおくない | 天竜市教育委員会 | 1986 |
| 静岡県の民俗芸能 | 静岡県教育委員会 | 1996 |
| 水窪町の念仏踊 | 水窪町教育委員会 | 1997 |
| 遠江の御船行事 | 静岡県教育委員会 | 1998 |
| 静岡県の祭り・行事 | 静岡県教育委員会 | 2000 |

史跡・埋蔵文化財

| | | |
|--------------------------|----------|------|
| 蜆塚遺跡総括篇 | 浜松市教育委員会 | 1962 |
| 静岡県の中世城館跡 | 静岡県教育委員会 | 1981 |
| 静岡県の窯業遺跡 | 静岡県教育委員会 | 1989 |
| 静岡県の重要遺跡 | 静岡県教育委員会 | 1998 |
| 静岡県の前方後円墳 | 静岡県教育委員会 | 2001 |
| 静岡県の古代寺院・官衙遺跡 | 静岡県教育委員会 | 2003 |
| 静岡県浜松市 二本ヶ谷積石塚群保存整備事業報告書 | 浜松市教育委員会 | 2009 |
| 二俣城跡・鳥羽山跡城総合調査報告書 | 浜松市教育委員会 | 2017 |
| 光明山古墳 | 浜松市教育委員会 | 2019 |
| 静岡県の中近世墓 基礎資料編 | 静岡県教育委員会 | 2019 |

歴史の道

| | | |
|---------------------------|----------|------|
| 静岡県歴史の道調査報告書 東海道 | 静岡県教育委員会 | 1980 |
| 静岡県歴史の道調査報告書 身延道・本坂通（姫街道） | 静岡県教育委員会 | 1980 |
| 静岡県歴史の道調査報告書 秋葉道 | 静岡県教育委員会 | 1983 |

名勝・天然記念物

| | | |
|-----------------|----------|------|
| 静岡県の地質 | 静岡県教育委員会 | 1974 |
| 静岡県の天然記念物（地質鉱物） | 静岡県教育委員会 | 2004 |

文化的景観

| | | |
|---|---------------------------------------|------|
| 農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究（報告） | 文化庁文化財部記念物課 | 2003 |
| 採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究報告書 | 採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究会 | 2010 |

その他文化財全般

| | | |
|----------------------------|------------|-----------|
| 寺院概要 浜松市・浜北市・可美村・舞阪町・雄踏町 | 文化財調査会 | 1976 |
| 寺院概要 浜松市・浜北市・可美村・舞阪町・雄踏町 | 文化財調査会 | 1976 |
| 浜松の史跡 | 浜松市史蹟顕彰会 | 1976 |
| 浜松の史跡続編 | 浜松市史蹟顕彰会 | 1977 |
| 続寺院概要 引佐町・細江町・三ヶ日町・湖西市・新居町 | 文化財調査会 | 1979 |
| わが町文化誌 | 旧浜松市内公民館編集 | 1988～2015 |
| 静岡県史 | 静岡県 | — |
| 合併以前市町村史及び関連資料 | 各市町村 | — |

(2) 地域と文化財類型

既存の文化財指定や既出の文化財調査報告等をもとに、地域別にみた各文化財類型の有無等や既存調査の状況等を下記一覧表に示す。

表4-3 地域別にみた各文化財類型の状況

| | 建造物 | 美術工芸品 | 無形文化財 | 有形民俗文化財 | 無形民俗文化財 | 史跡 | 名勝 | 天然記念物 | 文化的景観 | 伝統的建造物群 | 備考 |
|------------|-----|-------|-------|---------|---------|----|----|-------|-------|---------|------|
| 中 区 | | | | | | | | | | | |
| 原始・古代 | — | ◎ | — | — | — | ○ | — | — | — | — | 国史跡等 |
| 中世 | — | △ | — | △ | ○ | ○ | — | — | — | — | 国重文等 |
| 近世 | ○ | △ | 未 | ○ | ○ | ○ | △ | ○ | △ | — | 国重文等 |
| 近代 | ◎ | △ | 未 | ○ | ○ | ○ | △ | ○ | △ | 未 | |
| 東 区 | | | | | | | | | | | |
| 原始・古代 | — | ○ | — | — | — | ○ | — | — | — | — | |
| 中世 | — | △ | — | △ | ○ | ○ | — | — | — | — | 県有形 |
| 近世 | ○ | △ | 未 | ○ | △ | △ | △ | ○ | △ | — | |
| 近代 | ○ | △ | 未 | ○ | △ | △ | △ | ○ | △ | 未 | |
| 西 区 | | | | | | | | | | | |
| 原始・古代 | — | ○ | — | — | — | ○ | — | — | — | — | |
| 中世 | — | △ | — | △ | ○ | ○ | — | — | — | — | 県有形 |
| 近世 | ○ | △ | 未 | ○ | △ | △ | △ | ○ | △ | 未 | 国重文 |
| 近代 | ○ | △ | 未 | ◎ | △ | △ | △ | ○ | △ | 未 | |
| 南 区 | | | | | | | | | | | |
| 原始・古代 | — | ○ | — | — | — | ○ | — | — | — | — | |
| 中世 | — | △ | — | △ | ○ | ○ | — | — | — | — | 県有形 |
| 近世 | ○ | △ | 未 | ○ | △ | △ | △ | ○ | △ | — | |
| 近代 | ○ | △ | 未 | ○ | △ | △ | △ | ○ | △ | 未 | |
| 北 区 | | | | | | | | | | | |
| 原始・古代 | — | ◎ | — | — | — | ○ | — | — | — | — | 県有形等 |
| 中世 | ○ | ◎ | — | △ | ○ | ○ | ○ | — | — | — | 国重文等 |
| 近世 | ◎ | ◎ | 未 | ○ | △ | △ | ◎ | ○ | △ | 未 | 国重文等 |
| 近代 | ○ | △ | 未 | ◎ | △ | △ | △ | ◎ | △ | 未 | |
| 浜北区 | | | | | | | | | | | |
| 原始・古代 | — | ○ | — | — | — | ○ | — | — | — | — | 県史跡等 |
| 中世 | — | ○ | — | △ | ○ | ○ | — | — | — | — | 国重文 |
| 近世 | ○ | ○ | 未 | ○ | △ | △ | △ | ○ | △ | 未 | |
| 近代 | ○ | △ | 未 | ○ | △ | △ | △ | ○ | △ | 未 | |
| 天竜区 | | | | | | | | | | | |
| 原始・古代 | — | ○ | — | — | — | ○ | — | — | — | — | 国史跡 |
| 中世 | — | ○ | — | ○ | ◎ | ○ | — | — | — | — | 国重文等 |
| 近世 | ○ | ○ | 未 | ○ | ○ | △ | △ | ○ | △ | 未 | 県有形等 |
| 近代 | ◎ | △ | 未 | ◎ | ○ | △ | △ | ◎ | △ | 未 | 県有形 |

◎: 多く分布

○: 分布あり

△: 調査不足

—: 該当なし

未: 未調査

備考には代表的な指定物件を記載

2 文化財の保存活用に関する現状と課題

本市の文化財の保存活用に関する現状と課題を以下の9項目に分けて整理する。また、各項目で触れる課題については、項目番号ごとに課題1～9とし、後述する文化財の保存活用に関する方針を示す前提とする。

表4-4 文化財の保存活用に関する現状と課題一覧

| 番号 | 現状と課題の内容 | 課題番号 |
|----|------------------------------------|------|
| 1 | 文化財の現状把握 | 課題1 |
| 2 | 文化財の調査 | 課題2 |
| 3 | 文化財の保存、継承、修理、整備（略称：保存、継承、修理、整備） | 課題3 |
| 4 | 文化財を継承する技術・材料・生産体制（略称：文化財を継承する技術等） | 課題4 |
| 5 | 防犯・防災対策及び災害発生時の対応（略称：防犯・防災対策等） | 課題5 |
| 6 | 文化財の担い手・保存活用の推進体制（略称：担い手・推進体制） | 課題6 |
| 7 | 文化財の活用 | 課題7 |
| 8 | 地域遺産センター | 課題8 |
| 9 | 博物館 | 課題9 |

（1）文化財の状況把握に関する現状と課題

指定等文化財 本市では、国や県の指定文化財や国登録文化財の現状把握は比較的進んでいるものの、市指定文化財の現状把握について、必ずしも十分になされているとはいえない。市指定文化財は、平成19年（2007年）の政令指定都市移行時に名称統一を含めた台帳整備を進めたが、その後、個々の文化財の調査研究や評価は進んでいない。

指定等文化財の現状確認調査は、現在、可能な範囲内で実施している程度で、市内全域、全分野において網羅的に進められていない。中でも個人所有の美術工芸品等については、所在の有無を含めて現状確認がなされていないものがある。また、個人所有の文化財については、所在地や所有者の変更など、手続きが必要な事柄についての周知も行き届いていない。

認定文化財 本市には、未指定文化財を把握する手段として、市の認定文化財制度がある。この制度は、平成28年度（2016年度）に導入したもので、市の要綱（浜松地域遺産認定制度実施要綱）に基づき、毎年度、一定の期間を設け、市民団体等及び市文化財保護審議会委員から認定文化財候補の推薦を求めている。市の認定文化財として募集する案件は、指定文化財制度における文化財の6類型に加え、「伝承地」や「伝統的生活文化」等も対象としている。

市の認定文化財制度は、導入してからの歴史が浅く、未指定文化財を網羅的に把握する上で課題も多い。具体的には、文化財としての価値の検討が不十分であることをはじめ、有形民俗文化財が多いなど種別に偏りがあること、地域による推薦件数の違いがあること、現状確認が体系的になされていないこと、などが挙げられる。市の認定文化財を新指定文化財候補として捉える視点も希薄である。

未指定文化財 現在、本市では無形民俗文化財、伝統的建造物群、文化的景観については、指定・選定の事例がない。また、本市では指定や登録、認定を経ない文化財についても把握が進んでいない。既往の文化財調査や、市町村史、地誌などを活用した未指定文化財の認識も不十分である。

(2) 文化財の調査に関する現状と課題

現在、本市で進めている文化財の調査は、計画的とはいえない。施策や地域の事情などを踏まえた文化財調査の優先順位は必ずしも明確でなく、後述するように、本市の文化財調査の体制や文化財担当職員の育成体制は脆弱である。

建造物 建造物の調査は、民家、近世社寺、近代化遺産、近代和風建築などについて、全県域での調査が行われている。ただし、民家の調査は、実施された時期が古く、必ずしも網羅的に調査が行き届いているとはいえない。北区や天竜区など、中山間地域には近世の民家が数多く現存しているが、悉皆的な調査は進んでいない。近代以降の建造物については、広域に調査が進んでおり、指定や登録の候補物件のリスト化も可能であるが、具体的な取組はなされていない。

美術工芸品 美術工芸品の中でも彫刻や絵画、工芸品、書跡・典籍については、社寺や個人が持つ物件の調査が不足している。特に北区には戦災を免れた社寺が多くあり、指定文化財候補となる素材が多く埋もれているが、所有者ごとに十分な把握はなされていない。本市では、真言宗、臨済宗、黄檗宗の各宗派に注目すべき文化財が集まるが、宗派ごとのまとまった美術工芸品の調査も進んでいない。

古文書については、『静岡県史』資料編にまとめられており、情報が集約されている。新出史料を含めた分野ごとの整理も可能であるが、その作業は進んでいない。考古資料については、自治体が関わる資料が多くを占める。重要な物件の整理や再評価は不十分である。歴史資料については、資料群の把握から進んでいない。

無形文化財 現在、本市における指定無形文化財は皆無である。市の文化財認定や市指定文化財の候補案件の抽出、積極的な把握が不十分である。

民俗文化財 民俗文化財については、北区や天竜区など中山間地域を中心に多く分布するとみられるが、調査が十分進んでいるとはいえない。また、有形、無形の民俗文化財を横断するような把握も不足している。秋葉信仰や、霜月神楽、田楽、農村歌舞伎、巡行山車といったテーマに合わせた調査も進んでいない。

記念物 史跡や天然記念物については、比較的把握されている。特に史跡については、新指定、上位指定候補を含めリスト化が進んでいるが、新指定に関する事業は計画的になされていない。一方、名勝については、北区の庭園を除き把握が進んでいない。全市的に近代の庭園については調査が不足している。海浜や峡谷、山岳等に関する名勝については、文化財的な観点からの把握が不足している。

文化的景観 市内各地に状況把握を進めるべき文化的景観があるが、調査不足である。特に北区や天竜区などは、今後の選定を視野に入れ、集中的に調査を進める必要があるが、具体的な方策はなされていない。

伝統的建造物群 本市では伝統的建造物群の選定はない。選定や市の文化財認定などの方策を含め、伝統的建造物群についての調査は不十分である。

伝承等 地域に伝わる伝承や伝承地（伝承が伝わる土地）や伝統的生活文化など、文化財保護法の文化財6類型にあてはまらない要素については、市内広域で把握が進んでいない。

調査研究機能の強化 文化財の調査研究には高い専門性が必要であるが、本市職員の調査研究能力や組織としての育成能力は決して高いとはいえない。大学や研究機関、個人研究者との連携についても不十分である。

(3) 文化財の保存、継承、修理、整備に関する現状と課題

文化財の新指定 本市では新たな指定文化財候補のリスト化は不十分であり、個々の候補案件についても新指定に関する優先順位が明確でない。また、新指定候補の選定に係り、国や県の文化財保存活用施策や地域社会の要請、緊急度等への配慮も行き届いているとはいえない。

保存活用計画 指定文化財については、今後の適切な措置を図るため保存活用計画の策定が求められる。本市では保存活用計画を策定した案件は僅かであり、多くの指定文化財については、計画的に保存活用事業が進められていない。

有形文化財等の保存、修理 有形文化財や有形民俗文化財（以下、有形文化財等という）の保存、継承については、事業年度ごとに個別案件の調整が図られているとはいえない。また、ハクビシンやアライグマ等の小動物が建造物に侵入し、文化財をき損するなどの被害が懸念されるが、その対応も進んでいない。さらに、文化財所有者の代替わりによる文化財の保存に関する知識やノウハウの不足、所有者自身の文化財を所有する実感の希薄化などが急速に進んでいるが、その対策も不十分である。文化財建造物が空き家になった場合の対策も不十分である。文化財を地域で守るような新たな保存の枠組み構築なども進んでいない。

有形文化財等の修理については、現状把握や経費の確保などが充分に行き届かず、計画的に取り組めていない。所有者に対しては、現状変更に関する法や条例上の手続きや、文化財修理に関する計画的な資金計画作成の促しが不十分であるほか、新たな資金調達の方法に関する情報提供も進んでいない。さらに、有形文化財等の修理事業に関する情報公開も進んでおらず、市民の関心を十分に誘起できていない。

未指定の有形文化財等については、物件そのものの認知度が低く、保存や修理に関する意識も弱い。文化財の滅失・散逸の危険性もあるが、その対策は不十分である。

無形民俗文化財の継承 無形民俗文化財については、過疎化、少子高齢化等の進行によって、後継者不足が深刻な課題となっている。こうした課題は中山間地域で特に顕著である。無形民俗文化財に係る後継者の育成、確保を含め、具体的な施策や継承への仕組みづくりも不十分である。

無形民俗文化財は、行事が途絶えたり、所作が変容したりすることが懸念される。可能な限り映像等に記録することが望まれるが、本市では無形民俗文化財の映像記録の作成が計画的になされているとはいえない。また、過去に撮影された映像についても、円滑な活用に向けて収集・整理されていない。

記念物の維持管理と整備 史跡や名勝について、保存活用に関する明確な指針が示せていないものが多い。県や市に指定されている史跡や名勝については日常的な管理が行き届いていない事例も散見でき、見学に適した環境が提供できていない。史跡の整備についても不十分なものが多く、案内看板やサインも適切な更新が図られていない。

樹木や植物などの天然記念物についても、日常的に適切な管理が行き届いているとはいえない。また、天然記念物に指定されている動植物の生育環境などへの配慮も不十分である。

埋蔵文化財の保存 埋蔵文化財の保存に関しては、調査事業や活用事業等の優先順位や必要性の検討が不十分である。また、文化財分布図の作成や、見学会、速報展示などに関する方針策定のあり方も明確に示せていない。

(4) 文化財を継承する技術・材料・生産体制に関する現状と課題

原材料の確保等 文化財を継承するために必要な技術、材料、生産体制については、市域を超えて対策を講じるべき課題が多い。市内の文化財においても特殊な材料を用いる場合があるが、その確保に関する取組も進んでいない。また、民俗文化財の維持、継承や伝統的生活文化の保護においても、文化財を継承するために必要な技術や材料、生産体制等が密接に関わるが、市として取り扱う今後の方針が定まっていない。

保存技術者とその養成 文化財保存技術者の養成についても、現状は市として方針が定まっていない。また、文化財保存技術については市の選定事例がなく、認識が深まっていない。

(5) 防犯・防災対策及び災害発生時の対応に関する現状と課題

防犯対策 近年、全国各地において、未指定文化財を含めた仏像など美術工芸品の盗難被害や、文化財建造物に液体がかけられる等のき損事件が多発している。本市ではこうした犯罪行為への対策が不十分である。無住の指定文化財建造物や指定美術工芸品を保管する建物については、盗難対策も不足している。

防災対策 本市においては「浜松市文化財保護・保存事業 大規模災害時復旧対策マニュアル」を定め、災害発生時の対応策を示しているが、県との連携に関して徹底しているとはい難い。災害に関する対策については、地震、防火、風水害・土砂災害、防犯などの項目に分け、その内容を整理するとともに、それぞれの対策が的確であるか検証が求められるが、本市ではその取組は不十分である。

災害発生時の対応 災害発生時の対応についても、防災対策と同様に、平時から体制、手順などの確認が求められるが、発災初期の動きや市文化財課職員の役割分担の確認に関しても、防災訓練などの機会が適切に活用されていない。

防災・救済体制の構築と活動 静岡県文化財等救済ネットワーク、静岡県文化財等救済支援員、静岡県文化財建造物監理士などの関係団体との連携構築や、市内で活動可能な人員の把握が進められているが、本市においては、その取組が効果的になされていない。

(6) 文化財の担い手・保存活用の推進体制に関する現状と課題

地域で支える人材・団体 地域総がかりで文化財の維持を支援する方針策定や仕組みづくりが急務であるが、本市では、その取組が不十分である。特に、無形民俗文化財の担い手不足は深刻であり、今後、人材育成を学校教育と連携して進めるなど、積極的な対応策が求められる。文化財の保存団体や学習団体等、文化財と関連する団体は数多いものの、現状では各団体との連携や保存に関する協力体制は弱い。

文化財の維持を支援する体制 文化財の保存活用に関して、市の外郭団体である浜松市文化振興財団との協力体制の構築は不十分である。また、文化財に関する民間団体や文化財に興味を抱く市民を組織化するには至っていない。県では、文化財等救済支援員や文化財建造物監理士などの制度があり、本市でもその登録に協力しているが、その取組も十分とはいがたい。また、市独自で文化財保護指導員を養成する方策や企業等からの支援策など、具体的な事業実現に向けての取組も進んでいない。

保存活用推進体制 本市の文化財保存活用の推進体制は、拡大を続ける業務内容に十分な対応が

できていない。また、文化財の保存活用事業を円滑に進めるための組織のあり方について、検討が深められていない。

市職員の人材育成 地域の文化財を適切に保存活用するためには、文化財の取り扱いに精通した職員の参画が欠かせないが、本市では、文化財専門職の採用がなされておらず、専門性を高めるための人材育成の方針も定められていない。

(7) 文化財の活用に関する現状と課題

活用事業 本市では地域遺産センターや博物館及びその分館で文化財の活用事業を実施しているが、個別分散的に進められている傾向が強く、相乗効果に対する配慮は少ない。文化財に関わる団体、個人の活用事業については、市認定文化財を活用したフォトコンテストや、屋台（山車）の解体・組み立てイベントなどが開催されているが、こうした自主的な取組に対する支援の充実や、活動の情報集約などは進んでいない。

普及啓発 本市の文化財に関する情報発信は、個別離散的に行われている傾向が強い。ＩＣＴを活用した情報発信も不十分であり、今後、工夫を重ねていく余地が多い。

本市では市内の文化財を紹介するパンフレットやガイドブックを継続的に作成してきたが、現在はその作成、刊行が低調である。特に、2008年から2016年にかけて刊行を続けてきた「文化財ブックレット」の多くは絶版となっており、増補版の作成や新たなガイドブックの作成が求められている。

本市が行う普及啓発事業に係る体験的なイベントは、文化財を身近に感じられる点で有効性が高いものの、学習効果等に対する考慮は不十分である。また、専門性に裏付けされた質の高い講座や見学会、学習活動などの企画も少ない。

観光施策との関係 文化財の活用を積極的に進める上で、観光施策との連携は欠かせない。本市の文化財部局と観光部局との連携は不十分であり、DMO、観光協会、ボランティアガイド団体といった観光関連の諸団体との関係強化も課題である。

公開文化財建造物 現在、本市では以下のような文化財建造物を管理している。この中には、その活用が不十分なものが含まれる。また、市が管理する地域文化財建造物の活用について、検討が深められていない。

表4-5 本市が管理している文化財建造物

| 名 称 | 種 别 | 所在地 | 備 考 |
|--------------|-----|-----|-----------------|
| 中村家住宅 | 国指定 | 西区 | |
| 鈴木家住宅 主屋・釜屋 | 国指定 | 北区 | 所有者は個人、市は管理者 |
| 旧王子製紙製品倉庫 | 県指定 | 天竜区 | |
| 旧浜松銀行協会 | 市指定 | 中区 | 木下恵介記念館 |
| 旧舞坂宿脇本陣 | 市指定 | 西区 | |
| 中村家住宅長屋門 | 市指定 | 西区 | 中村家住宅関連施設 |
| 内山家住宅長屋門 | 市指定 | 天竜区 | 内山真龍資料館関連施設 |
| 旧住吉浄水場関連施設 | 国登録 | 中区 | 6棟 |
| 旧常光水源地ポンプ室 | 国登録 | 東区 | |
| 旧二俣町役場 | 国登録 | 天竜区 | 本田宗一郎ものづくり伝承館 |
| 旧気田村立勝坂小学校校舎 | 国登録 | 天竜区 | 土地所有者は地縁団体 |
| 旧田代家住宅 主屋・土蔵 | 国登録 | 天竜区 | 土地所有者は個人、観光交流施設 |
| ヤマタケの蔵 | 国登録 | 天竜区 | 3棟 |

(8) 地域遺産センターの現状と課題

施設の概要 地域遺産センター（北区引佐町井伊谷）^{いなさ いいのや}は、文化財の保存活用事業の拠点施設である。また、本施設では、埋蔵文化財の保護事業も中心的に執り行う。旧引佐協働センター庁舎（昭和 57 年（1982 年）竣工）を改修して、平成 29 年（2017 年）に開館した。

本体構造は鉄筋コンクリート造 3 階建てで、1 階は主に収蔵庫（現在は美術館の収蔵庫として利用）、2 階は展示スペースや事務室・作業室等としている。3 階は改修を行っておらず、一部を資料等の保管庫としているほかは未使用である。本センターには文化財課職員が勤務しており、各担当業務を行う傍ら施設管理や事業運営を行っている。なお、公開展示エリアの案内業務等は業務委託している。

本センターに付属する収蔵施設として、近接する敷地内に引佐文化財収蔵庫があるほか、市内の小学校などの廃校を利用した収蔵庫や、独立した小規模収蔵施設がある。

施設の役割 本センターでは、発掘調査をはじめとした埋蔵文化財業務全般を行っているほか、文化財の普及啓発・情報発信、歴史・文化的資料の収蔵・管理等の役割を担っている。また、災害時には文化財救済事業の拠点のひとつに位置付けられている。

なお、本センターの所在する引佐町井伊谷周辺は、三岳城跡（国史跡）、渭伊神社境内遺跡（県史跡）、井伊谷城跡（市史跡）、龍潭寺（庭園：国名勝、伽藍：県有形）など多くの文化財が残る歴史資源の豊かな地域である。公開展示エリアでは、地域の歴史文化の紹介や周辺の文化財をめぐる上で必要な情報の提供も行っている。

施設の課題 本センターの主要な課題として、施設の老朽化が挙げられる。また、展示等の更新が進んでいないことに加え、収蔵空間が不足している、収蔵施設の温湿度管理が行き届いていない、などの問題を抱えている。運営面においては、活用事業の事業方針が定まっていないことや、センターの活動を支える人員不足などの課題がある。

(9) 博物館・資料館等の現状と課題

施設等概要 本市には、文化財の活用拠点として、博物館（浜松市博物館（本館））と 5 つの分館及び 2 つの関連する資料館がある。また、博物館が管理する遺跡公園として、蜆塚公園^{しじみづか}と伊場遺跡公園^{いば}がある。

博物館の概要 浜松市博物館（中区蜆塚四丁目）は、昭和 54 年（1979 年）に開館した考古・歴史・民俗資料を扱う人文系博物館施設で、蜆塚遺跡（国指定史跡）に隣接する。収蔵資料は 15 万点を超える、常設展示において本市の通史を紹介するほか、テーマ展や特別展を開催している。平成 14 年（2002 年）以降、観覧者、事業参加者に増加傾向がみられ、ここ 10 年間は合せて概ね 10 万人以上で推移している。

博物館の主な活動 常設展示「目で見る浜松の歴史」のほか、収蔵資料を用いたテーマ展や、全国からの借用資料とともに地域の歴史文化を掘り下げる特別展を実施している。また、後述する分館での巡回展、公共施設などの陳列事業（サテライト展示）、学校移動博物館などのアウトリーチ事業も進めている。



図 4-1 施設外観

表 4-6 博物館及び分館、関連する資料館

| 施設名 | 所在地 | 施設形態 | 管理体制 | 収藏点数 | 内 容 |
|----------------|-----|------|------|------|-----------------|
| 博物館及び分館 | | | | | |
| 浜松市博物館 | 中区 | 単独 | 直営 | 150 | 市域全域を対象とした総合展示 |
| 舞阪郷土資料館 | 西区 | 複合 | 指定管理 | 8 | 舞坂宿、太平洋と表浜名湖の漁業 |
| 姫街道と銅鐸の歴史民俗資料館 | 北区 | 単独 | 直営 | 7 | 銅鐸、奥浜名湖の漁労、い草など |
| 市民ミュージアム浜北 | 浜北区 | 複合 | 指定管理 | 3 | 織物、遠州大念仏、郷土玩具など |
| 春野歴史民俗資料館 | 天竜区 | 複合 | 直営 | 2 | 山岳信仰、山城、茶業など |
| 水窪民俗資料館 | 天竜区 | 単独 | 直営 | 1 | 山の暮らしと民俗 |
| 関連する資料館 | | | | | |
| 賀茂真淵記念館 | 中区 | 単独 | 指定管理 | 0.7 | 賀茂真淵関連資料 |
| 内山真龍資料館 | 天竜区 | 単独 | 直営 | 17 | 内山真龍関連資料、郷土史資料 |

施設形態／単独：単独施設、複合：複合施設、収蔵点数の単位は千点

資料収集に関しては、博物館資料収蔵基準に基づいて本館及び分館の展示方針に沿った資料を収集し、約18万点に及ぶ収蔵資料の台帳整備を計画的に進めている。

調査研究活動としては、学芸員が所蔵資料や地域資料の調査を行い、特別展やテーマ展に反映させている。テーマによっては、大学等の研究機関や他館と共同で研究を行っているものもある。

教育普及事業として、市内や近隣市町から多くの学校の校外学習を受け入れている。学校移動博物館では、学校へ博物館資料を持ち込んで職員が授業を行うほか、各学校において博物館から貸し出された資料を使って社会科などの学習内容に即した授業が行われている。夏休みなどの長期休暇や週末を利用した体験事業では、蜆塚遺跡にちなんで縄文時代の暮らしの体験や昔の道具を使用した体験活動などを行っている。

博物館の課題 博物館は築40年以上経過し老朽化が進んでいる。60年前に発掘調査を行った蜆塚遺跡とともに、大規模な改修を行う時期が来ている。現在の展示室は重要文化財を展示し大規模な展覧会を開催するには十分な環境ではない。また、最新のデジタル技術を応用した展示や多言語による解説の導入なども進んでいない。近年、博物館の事業参加者が増加しているが、雨天時の昼食取得場所等、団体来館者の受入スペースや、体験活動等に伴う火器使用空間などが十分に用意できていない。また、小学校の校外学習の他に博物館に来たことがないという市民も多く、博物館の魅力を幅広い層にアピールする工夫が求められている。

資料収集については、収蔵スペースの制約により、新規資料の受け入れが困難なケースがあることや、人員不足により十分な資料整理ができていないなどの課題がある。収蔵施設については、博

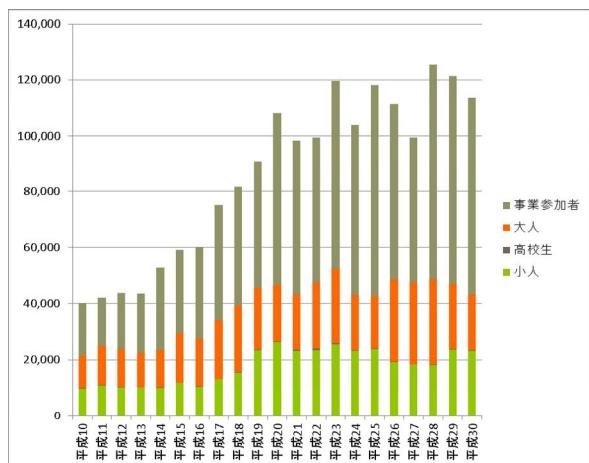


図 4-2 博物館観覧者数・事業参加者数の推移

物館の収蔵庫（第1～第3収蔵庫）に加え、小・中学校の廃校などの収蔵専用ではない施設を利用して資料を保管しているため、保管環境が適切でない。蜆塚公園にある第4収蔵庫や別館は、老朽化が顕著である。また、外部の収蔵施設は市内各地に点在しているため、日常的な管理や緊急対応が困難な状況である。収蔵施設の再編と温湿度管理、防虫・防カビなど適切な資料保管環境の整備も課題である。さらに、博物館資料のデータベース構築作業を実施しているが、現在はその途上にあり、データの十分な活用が



図 4-3 浜松市博物館外観



図 4-4 常設展示室（平成 23 年リニューアル）

なされていない。

調査研究の質の向上のためには、学芸員の育成が不可欠であるが、学芸員の資質を高める十分な取組がなされていない。また、地域の歴史を地域住民の協力のもと深く掘り下げる追求することも重要であるが、本館においては、こうした市民協働の研究活動が不十分である。

校外学習の受入や休日を利用したイベント等の普及啓発事業、また地域資料の調査活動を充実していく中では、ボランティアが博物館運営に欠かせない存在になっている。市民の生きがいづくりや、主体的に学び、地域の歴史文化への愛着を育む場としても、ボランティア活動は重要である。積極的に博物館事業に関わるボランティア人員の育成が必要であるが、現在、その多くは高齢者であることから、幅広い年代のボランティアの継続的な育成が課題である。

遺跡公園の概要 博物館が管理する遺跡公園として、蜆塚公園と伊場遺跡公園がある。蜆塚公園は縄文時代の集落、蜆塚遺跡（国史跡）を整備したもので、貝層保存施設や復元家屋 5 棟がある。また、江戸時代の民家（旧高山家住宅）1 棟を移築している。

伊場遺跡は、弥生時代と飛鳥時代から平安時代にかけての複合遺跡である。半径数百メートルに及ぶ遺跡の一部を伊場遺跡公園として整備、公開している。弥生時代の三重環濠の一部や奈良・平安時代の郡役所の建物を復元している。



図 4-5 蜂塚公園内「旧高山家住宅」

表 4-7 遺跡公園

| 公園名 | 所在地 | 種別 | 面積(m ²) | 概要 |
|--------|-----|-----|-----------------------|---------------------|
| 蜆塚公園 | 中区 | 国史跡 | 36,654 m ² | 縄文時代集落、復元家屋等、近世移築民家 |
| 伊場遺跡公園 | 中区 | 一 | 25,650 m ² | 弥生時代環濠、古代復元官衙建物 |

遺跡公園の課題 蜂塚公園は、昭和 30 年代（1955 年～1964 年）の発掘調査後、まもなく整備された。最初の整備から 60 年が経過しており、施設の老朽化が進んでいる。その後、本格的な発掘調査もなされていない。遺跡の景観を損ねている施設の整理や、最新の研究成果を活かした整備手法の導入も進んでいない。

伊場遺跡公園についても、昭和 50 年代（1975 年～1984 年）に整備された後には大きな変更がなく、全体的に老朽化している。伊場遺跡出土の木簡もっかんや墨書土器は、飛鳥時代から奈良時代、平安時



図 4-6 舞阪郷土資料館



図 4-7 水窪民俗資料館

代に至る古代地方官衙の推移を示す重要な資料群であり、公園の周囲では現在も発掘調査が行われ、多くの成果が上がっている。しかしながら、伊場遺跡公園には、こうした成果を踏まえた情報提示が不十分である。

分館等の概要 本市には、博物館（本館）の他に5つの分館があり、広大な市域のそれぞれの地域の歴史・文化を担うネットワークを構成している。博物館分館は、平成17年（2005年）の広域合併時に12あった旧市町村の資料館などを引き継ぎ、平成22年（2010年）までに再編を行った結果、老朽化した施設の撤去や分館を運営・管理する人員を削減することができた。現在、分館として運営されている5館には、地域の図書館との複合施設（舞阪郷土資料館・春野歴史民俗資料館）や文化ホール等との複合施設（市民ミュージアム浜北）及び単独館（姫街道と銅鐸の歴史民俗資料館、水窪民俗資料館）がある。なお、舞阪郷土資料館と市民ミュージアム浜北は指定管理施設である。

また、分館以外に、市域出身の国学者に関する2つの資料館（賀茂真淵記念館、内山真龍資料館）がある。賀茂真淵記念館は、本市中区出身の国学者、賀茂真淵に関する資料を収集展示し、調査顕彰する資料館である。内山真龍資料館は、賀茂真淵の弟子にあたる天竜区出身の国学者、内山真龍に関する資料を収集展示し、調査顕彰する資料館である。本館は、天竜区二俣地域を中心とした歴史文化を広く伝える性格も併せ持つ。

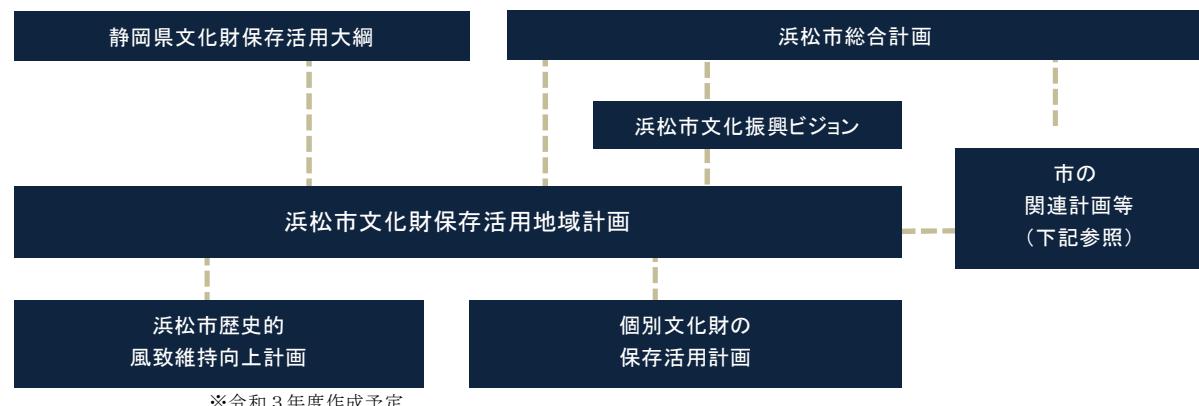
分館等の課題 分館等は、平成22年（2010年）までの再編以降、一部の館では自主的な事業が行われているが、総合的にみると本市の歴史文化や自然などを適切に紹介する効果的な活用事業が進んでいない。各館の特性を活かした運営方針も明確ではなく、賀茂真淵記念館や内山真龍資料館は、博物館事業との連携が不足している。

3 地域計画の位置付け

本計画は、「静岡県文化財保存活用大綱」や「浜松市総合計画」、「浜松市文化振興ビジョン」などの上位計画を踏まえるとともに、文化財が関係する個別事業の実行計画である「浜松市歴史的風致維持向上計画」、「個別文化財の保存活用計画」との連携を図る。

「浜松市総合計画」（平成 27 年（2015 年）策定）は市の最上位計画であり、基本構想「浜松市未来ビジョン」に示す都市の将来像として「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市』・浜松」を掲げる。この実現のための分野別計画のひとつ「文化・生涯学習」の中の基本政策として、「感動のある生活、歴史・文化スポーツによる豊かさの創造」が示され、「地域の文化遺産の継承」や「地域の文化遺産の保全・活用」が政策に挙げられている。

「文化振興ビジョン」（令和 2 年（2020 年）策定）は、浜松市総合計画を受け、本市における文化芸術分野の取組の方向性が示されている。「文化で市民の幸せを作り出す都市」を基本目標に掲げ、「伝統的、歴史的文化の保全と継承支援」、「文化を支える環境の整備」、「多様な文化の豊かさの発見と文化資源の活用」等の施策が示されている。これらのビジョンの推進体制として、市は、市民主体の文化振興を推進するため、様々な事業の実施を通じて市民が文化に気軽に触れ、身近に感じることができるよう環境整備を進めるとともに、文化の持つ効用を最大限に生かすため、文化や生涯学習の分野だけではなく、福祉、産業、観光など様々な分野と連携した総合的な文化行政を推進するための体制構築に努めるものと位置付けた。



整合、連携を図る市の関連計画の一例

〔総合〕

浜松市 S D G s 未来都市計画、「創造都市・浜松」推進のための基本方針

〔観光〕

浜松市観光ビジョン、浜名湖観光圏整備計画

〔まちづくり・地域振興〕

浜松市都市計画マスター プラン 2010 - 2030、浜松市立地適正化計画、中山間地域振興計画

〔第 2 次三遠南信地域連携ビジョン〕

〔景観・環境・緑政〕

浜松市景観形成基本計画、浜松市景観計画、第 2 次浜松市環境基本計画、浜松市緑の基本計画

〔教育〕

第 3 次浜松市教育総合計画 後期計画（はままつ人づくり未来プラン）

〔防災〕

浜松市地域防災計画、浜松市防災対策本部災害時初期対応マニュアル

浜松市文化財保護・保存事業大規模災害復旧対策マニュアル

図 4-8 地域計画の位置付け

※創造都市とは、地域固有の文化や資源を生かした創造的な活動が行われ、その活動が新しい価値や文化、産業の創出につながり、市民の暮らしの質や豊かさを高めていく都市のことを指す。

4 文化財の保存活用に関する方針

(1) 文化財の保存活用に関する基本方針

文化財は、地域の長い歴史の中で育まれ、今まで守り伝えられてきた貴重な財産である。市内各地にある文化財は、歴史や風土、気質を共有する人々と地域をつなげ、地域の維持力を高める原点といえる。こうした文化財の保存と活用は、行政や文化財の所有者、管理者、保存団体に限らず、市民、市民団体、研究機関、小・中学校、高等学校、大学、NPO、企業等の多様な個人や団体が相互に関わり、地域総がかりで連携を深め、進めることを理想とする。

市は、文化財の保存と活用に係る事業を推進するとともに、それらを通じて地域の維持力を高める情報を提供する。地域に対しては、文化財に関わる個人や団体が行う諸活動の自立を促すとともに、文化財が着実に次世代に継承されるように働きかけ、コミュニティの維持活性化を図る。

(2) 計画期間における方針

前節までに示した課題を踏まえ、計画期間内の本市における文化財の保存と活用をめぐる方針を示す。課題1・2に対応する方針として「調査研究機能の強化（方針1）」を、課題3～6に対応する方針として「保存・修理と継承の支援（方針2）」を、課題7～9に対応する方針として「公開活用の推進（方針3）」を掲げる。また、文化財の保存活用を通じて市民の暮らしの質や豊かさの向上を目指すものとして「協働創造の充実（方針4）」を掲げ、方針1～3を相互補強する方針として位置づける。具体的な事業を進めるにあたっては、方針1～4どうしの関連強化を見据え、地域の文化財保存活用事業の自立、文化財の継承、地域コミュニティの維持・活性化を促す。

市は、次章以下に示すような事業を通じて文化財に関わる様々な活動の機会を提供するとともにその活動を支援する。これらの活動を通じ、「自然・歴史・文化を活かしたまちづくり」の一層の推進を目指す。

なお、これらの方針を踏まえ、今後実施する業務内容を課題ごとに整理し、次章以降に「取組」として示す。また、個別の業務を推進するための具体的な措置については、「恒常事業」、「重点事業」（後述）として取りまとめ、期間や主体、財源等を明示する。

以下、各方針の詳細を示す。

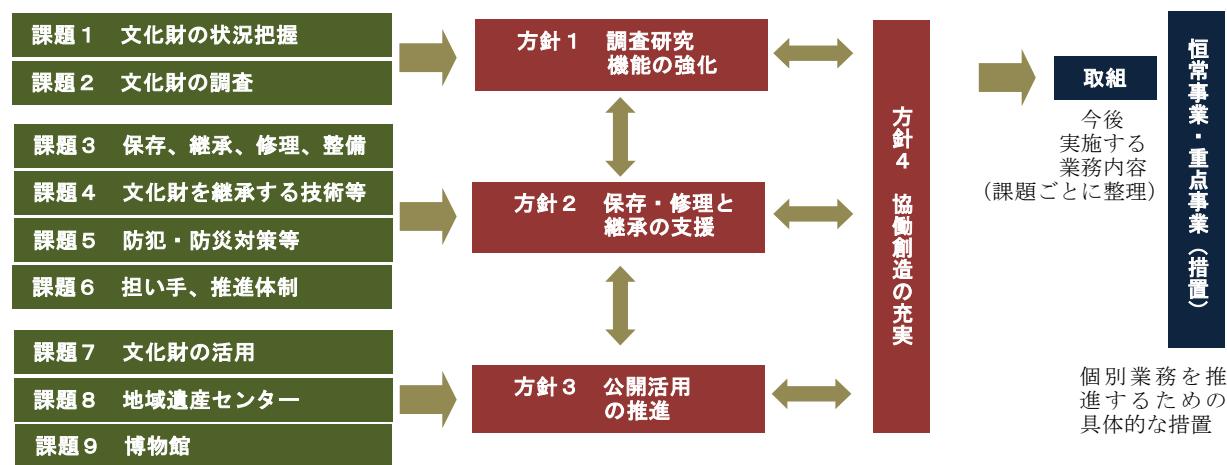


図4-9 抽出された課題と方針の関係

方針1 調査研究機能の強化 市は、国や県、市の指定文化財の現状把握に努めるとともに、市認定文化財制度や既存の文化財報告等を活用して未指定文化財の情報を広く収集し、公開を進める。文化財調査については、重要性や緊急性、地域や種別の偏り等に留意し、実施する事業を整理する。文化財調査を通じて明らかにされた内容のうち重要なものについては浜松市文化財保護審議会に報告し、その価値が広く評価できる場合は、同審議会における審議を通じ、文化財指定を行う。

文化財が持つ意義を効果的に伝えるため、担当職員の資質向上と調査研究を主眼に据えた組織づくりに努める。調査研究に関する府内組織の連携や充実を図るとともに、調査に必要な先端技術の情報を収集し、関連する機器を揃える。また、研究機関や市民団体、市民等とも協力が深められるよう、本市の調査研究機能を一層強化する。

文化財の類型別にみた調査研究の課題については、それぞれの特性に合わせた解決、解消に向けて事業計画を練り上げる。

方針2 保存・修理と継承の支援 本市では、文化財の指定・登録・認定制度を今後も活用し、バランスのとれた文化財の保存・修理と継承の支援に関する事業を推進する。指定文化財の適切な保全を進めるため、個別文化財の保存活用計画の作成を進める。保存活用計画の策定は、重要度が高い国史跡といった国指定文化財を優先するが、県や市の指定文化財についても、施策や地域の要請、個別文化財が抱える緊急性などに応じて、計画策定を検討する。保存活用計画の作成が完了した史跡については、速やかに整備事業に着手する。

建造物や美術工芸品等の有形文化財については、所在を含めた現状確認を進めるほか、今後、重点的に修理する案件を整理し、所有者等と協力し、その保存修理事業を計画的に推進する。優先的に保存修理すべき案件については可能な限りリスト化し、市域の有形文化財に関わる保存修理事業の全体計画を練り上げる。有形文化財の所有者については、保存修理に関する協力体制を強化する。

有形文化財、無形民俗文化財、記念物等の主要な文化財については、種別ごとに、保存、修理、整備などに関する今後の具体的な措置について示す。

文化財の防犯・防災対策及び災害発生時の対応については、所有者との連携を深めるとともに、県が示す基本方針等を踏まえ、市の体制を整える。市は既存の防災マニュアル等を活用し、発災時に備えるほか、適切な訓練の実施や静岡県文化財等救済支援員の育成協力等を進める。

方針3 公開活用の推進 市内全域の自然・歴史・文化に关心が向けられ、文化財が広く地域振興に役立てられるよう、文化財的価値に関する正確な情報を公開、提供する。文化財の情報公開にあたっては、教育や観光、産業等、多様な分野で活用できるように考慮する。特に、建造物や記念物については公開活用を効果的に進めるため、修理や整備を進めるとともにその過程の公開を含め、広く文化財に触れられる機会を提供していく。現状で当初の役割を失った文化財建造物については、本来の価値を保存・継承していくことを前提に、観光関係施設やまちづくりの拠点施設など新たな意義や機能を与え、適切な活用を図る。文化財の活用を通じて価値の認識が広がり、そのことを通じて文化財の保存に係る体制・基盤が整備され、新たな文化財の活用につながるような相乗効果が望まれるよう配慮する。学校教育現場における文化財の活用については、学習指導要領等の内容を踏まえ、効果的な活用事業の推進や情報提供に努める。

文化財の公開活用にあたっては、見学会や講座、シンポジウム、ガイドブックの刊行など従来までの手法を継続するほか、A R・V Rの活用や、ユニークベニューの導入など、先端技術や新しい取組を進める。また、市が管理している文化財建造物、地域遺産センターや博物館及びその分館等の文化財公開活用施設については、各施設の運営方針、性格分けを示し、効果的な活用が図られる

よう、施設の整備、充実を目指す。

方針4 協働創造の充実 市民協働で築く「未来へかがやく創造都市・浜松」の実現に向け、市民の手により地域固有の文化財を活かした創造的な活動が行われ、その活動が新しい価値や文化、産業の創出につながり、市民の暮らしの質や豊かさを高めていくことを目指す。

市は所有者や保存団体に限らず、広く文化財の担い手との協働を進める。特に、本市が置かれた地理的な条件を勘案し、文化財を通じた都市部と中山間地域、三遠南信地域（三河、遠江、南信濃）の交流を全市的に支援する。中でも無形民俗文化財の次世代継承に関しては、担い手育成の対象を広域に捉え、学校や地域、文化財関連団体等との協力を深め、地域総がかりの取組を目指す。また、研究者や研究機関をはじめ、学校、地域住民、市民団体、NPO、企業等、本市の文化財に関わる個人や団体等の情報を広く集め、それぞれとの協働の可能性を探るとともに、相互の連携を促進し、文化財保護活用に係る取組の活性化を図る。

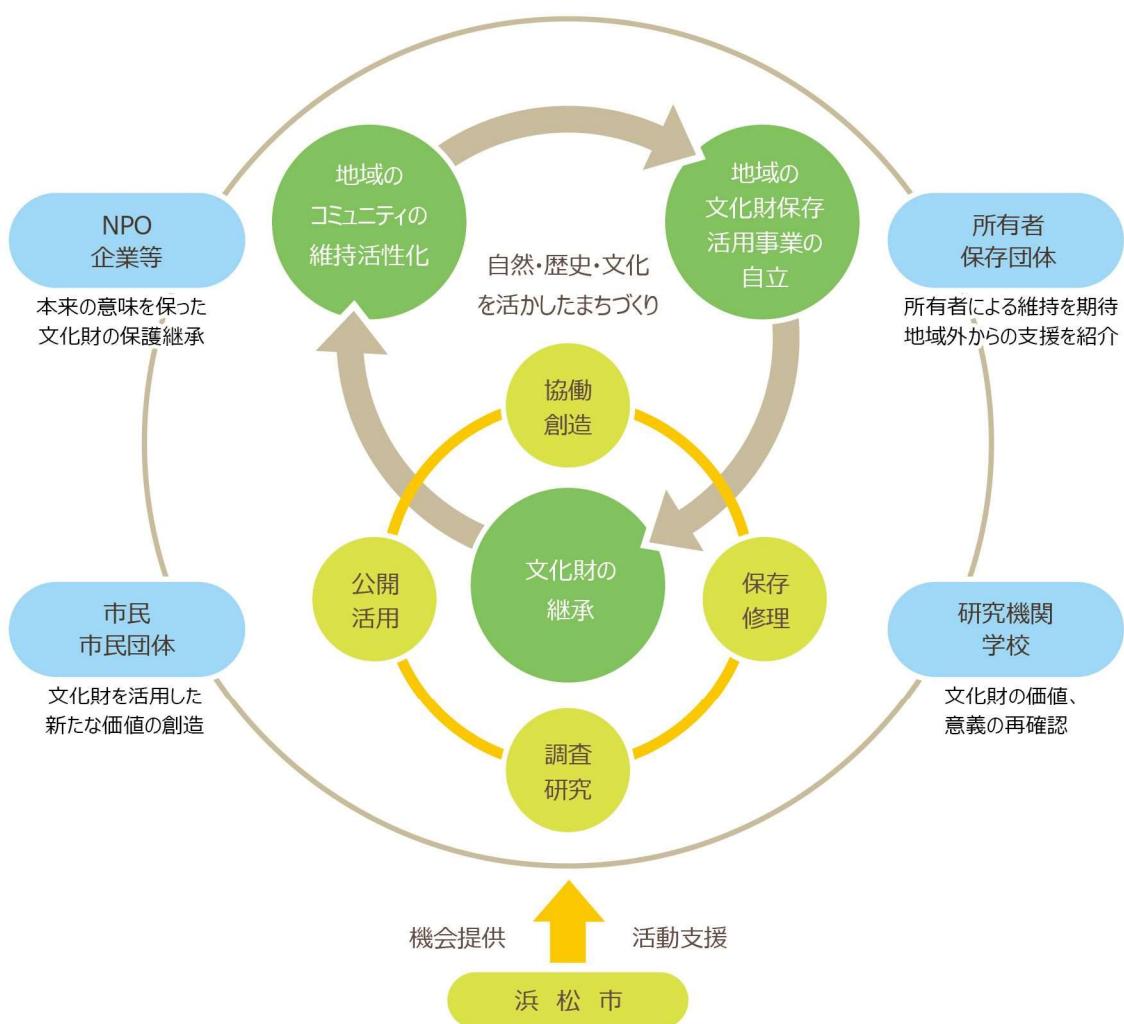


図4-10 計画期間における方針